

越後製菓株式会社 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの 5 年間

2. 内容

継続的目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成31年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内掲示などによる社員への周知

継続的目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等の諸制度についてパンフレットを作成して社員へ配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成31年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、対象者への研修及び社内掲示などによる社員への周知。

継続的目標3：子育て支援扶助（養育する乳幼児の保育所、幼稚園に支払う月額保育料の半額を支援手当として扶助する）に関してパンフレットを作成して社員へ配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成31年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、対象者への研修及び社内掲示などによる社員への周知。

継続的目標4：小・中・高・大学生等の工場見学の受入れ、中・高校生の職場体験、大学生に対するインターンシップの実施。

<対策>

- 平成31年度～ 工場見学の受入れや職場体験・インターンシップに関してスムーズに実施できるように受入先工場との連携を密に行う。

目標1：希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制限処置や出産や子育てによる退職者についての再雇用制度に関して周知を図る、

<対策>

- 平成32年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、対象者への研修及び社内掲示などによる社員への周知。

目標2：平成36年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成32年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成36年3月～ 制度の導入、社内掲示などによる社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を年に2回
- 平成31年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成31年9月～ 社内掲示などによる社員への周知